3．その他の財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　組合貸付金の流動化・証券化

組合の貸付経理に対する貸付金については、流動化・証券化を目的としてマスタートラスト方式により全額を信託会社へ信託している。当期末における信託元本残高は367,710百万円であり、うち特定目的会社へ譲渡した受益権は174,900百万円である。また、信用補完を目的とした劣後受益権の金額は40,444百万円であり、全額連合会が保有している。連合会が保有する受益権については、貸借対照表上「長期貸付金」に計上している。

なお、長期貸付金（証券化したものを含む。）のうち延滞債権額（弁済期限を６ヶ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額）はない。

⑶　特定社債の購入

上記⑵の特定目的会社が発行した劣後特定社債4,900百万円を自家運用の包括信託において保有している。

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		1,446	流動負債		445
現金・預金	1,443		未払金	418	
その他	2		その他	26	
固定資産		42	固定負債		1,369
有形固定資産	42		引当金	1,369	
			欠損金		△ 324
			欠損金	△ 324	
資産合計		**1,489**	**負債・純資産合計**		**1,489**

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、172百万円である。

損益計算書の要旨

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		4,216	経常収益		4,443
事業費用	4,216		事業収益	2,782	
特別損失		0	受入金	1,661	
当期利益金		226			
合計		**4,443**	**合計**		**4,443**

㈱　当期利益金226百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

重要な会計方針等

1．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　172百万円

2．引当金の計上基準

退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

3．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		4,281	流動負債		4,246
現金・預金	4,159		未払金	420	
その他	122		受託債権回収預り金	3,815	
			その他	10	
			固定負債		10
			引当金	10	
			基本金		0
			基本金	0	
			剰余金		25
			利益剰余金	25	
資産合計		**4,281**	**負債・純資産合計**		**4,281**

損益計算書の要旨

（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		5,487	経常収益		5,487
事業費用	90		事業収益	1,038	
繰入金	5,396		受入金	4,444	
特別損失		0	事業外収益	4	
			特別利益		0
合計		**5,487**	**合計**		**5,487**